

# 札幌市建築基準法施行条例の一部改正(素案)について

皆さまからご意見を募集します。

令和6年(2024年)9月 札幌市

**【募集期間】： 令和6年(2024年)9月24日(火)から  
令和6年(2024年)10月23日(水)まで(必着)**

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」による建築基準法施行令の一部改正により、木造建築物において必要とされる「柱の小径」や「構造耐力上必要な軸組等」の基準について、建築物の仕様の実況に応じた算定方法となるよう改正されました。

札幌市においては、本市が積雪寒冷地であることを考慮し、これらの基準について、建築基準法施行令に基づき定められた計算式における「固定荷重と積載荷重の合計」に「積雪荷重」を加えた算定方法とするよう条例で定める予定です。

つきましては、「札幌市建築基準法施行条例」の一部改正に係る素案をまとめましたので、この素案に対するご意見を募集します。

今後、いただいたご意見を考慮して、札幌市議会に条例案を提出する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

## 1 ご意見の提出方法及び提出先

ご意見は、最終ページの「ご意見用紙」に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参又は電子メールにて提出してください。

### 【ご意見の提出先】

札幌市 都市局 建築指導部 管理課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階南側

ファクス：011-211-2823 電子メール：kenchiku-shido@city.sapporo.jp

- 持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時15分までにお持ちください。
- 電子メールの場合、件名に「基準法条例の一部改正（素案）に対する意見」と記載し、メール本文に、氏名、住所、意見内容を記載してください。

## 2 留意事項

- お電話、口頭によるご意見の受付や個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご意見の提出に当たっては、氏名、住所、意見内容をご記入ください（ご意見の概要を公表する際は、氏名及び住所は公開いたしません。）。
- いただいた個人情報は、ご意見の取りまとめ以外の目的で用いることはありません。個人情報の保護に関する法律等の規定に従い適正に取り扱います。

# 札幌市建築基準法施行条例の一部改正(素案)

札幌市における建築物の構造の基準については、建築基準法第 40 条の規定に基づき、札幌市建築基準法施行条例において、地域の気候等の特殊性を踏まえて必要な制限を附加しております。この度、建築基準法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、同条例の一部を改正します。

## 1. 建築基準法施行令の一部改正について

現行の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）では、木造建築物において必要な柱の小径（以下「柱の小径」という。）や構造耐力上必要な軸組等（以下「必要壁量」という。）の基準について、「重い屋根」「軽い屋根」「その他の屋根」の区分に応じて、一定の数値を横架材の相互間の垂直距離や床面積に乗じて算定する旨を規定しております。

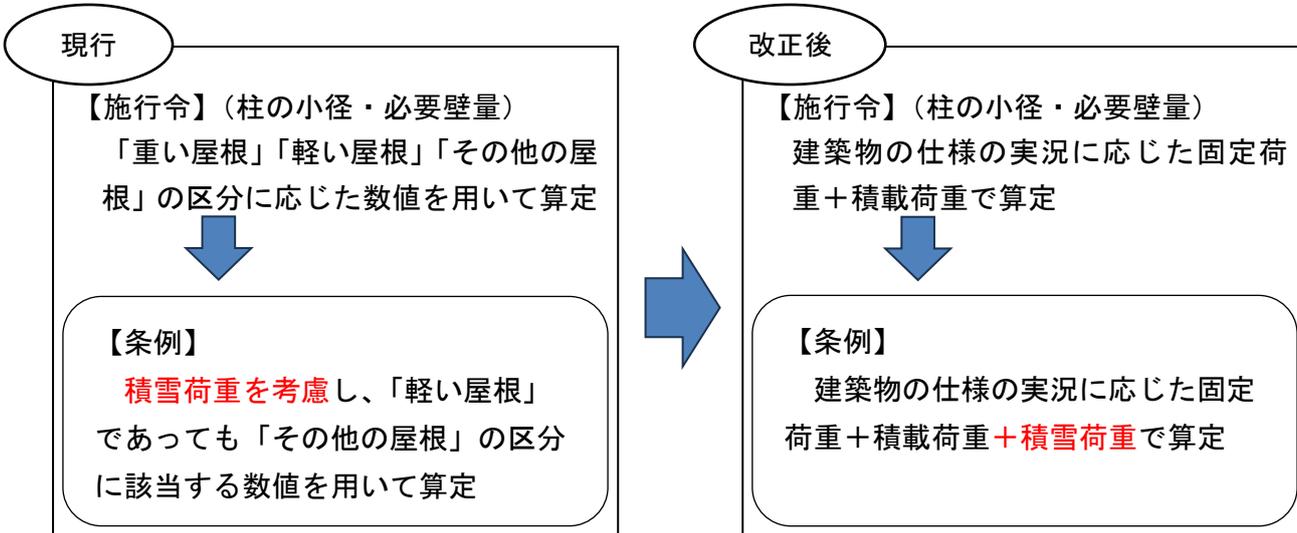
近年、木造建築物の仕様が多様化し、これまでよりも高い省エネ性能へのニーズが高まる中で、断熱材の増加や太陽光発電設備の設置等によって従来に比べて屋根の重量が大きくなってきています。

そのため、これまでの区分による算定では適切な柱の小径や必要壁量を算定できないおそれがあるとして、国において、令和 6 年 4 月 19 日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 172 号。以下「整備政令」という。）」を公布し、施行令において定める柱の小径や必要壁量の基準について、建築物の仕様の実況に応じて国土交通省告示で定める算定式（以下「新たな算定式」という。）を用いることとする旨の改正が行われました（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

## 2. 札幌市建築基準法施行条例の一部改正について

札幌市内における木造建築物の屋根は金属葺きなどの「軽い屋根」が用いられることが多いところ、現行の札幌市建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 23 号。以下「条例」という。）では、札幌市が積雪寒冷地であることを考慮して積雪荷重を加味するため、柱の小径及び必要壁量の基準を算定する際に、対象の建築物が「軽い屋根」であっても「その他の屋根」の区分で算定することとしております。

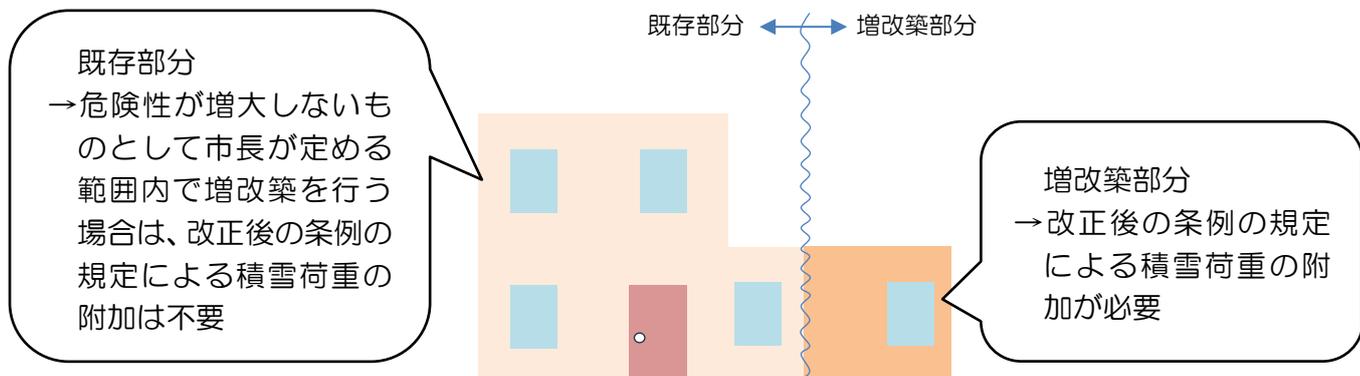
しかし、改正後の施行令の規定による新たな算定式をそのまま用いた場合には、この積雪荷重を考慮することができなくなってしまうことから、施行令の改正後も、現行の条例と同様に積雪荷重を加味するため、柱の小径及び必要壁量の基準の算定に際しては、新たな算定式における「固定荷重」及び「積載荷重」に、「積雪荷重」を加えた算定式となるよう条例を改正する予定です。



## ■既存部分の取扱い

既存部分について、構造耐力上の危険性が增大しないものとして市長が定める範囲内で増改築を行う場合（※）においては、改正後の条例の規定による積雪荷重の附加は行わないこととする旨の緩和規定を設ける予定です。

※ 「構造耐力上の危険性が增大しないものとして市長が定める範囲内で増改築を行う場合」については、既存部分と増改築部分が構造上分離されている場合や既存部分の柱が増改築による荷重の影響を受けない場合とする予定です。



## 3. 施行期日について

施行期日は、整備政令の施行期日である令和7年4月1日とする予定です。

ただし、新たな算定式を規定する国土交通省告示と同様に、この条例の施行の日以後1年間は、一定の建築物については改正前の規定によることができる旨の経過措置を設ける予定です。

## 4. 今後の予定について

今後、皆様からお寄せいただいたご意見を考慮して、令和6年第4回定例会市議会（令和6年12月頃）に条例案を提出する予定です。

また、ご意見の概要やそれらに対する札幌市の考え方については、後日ホームページ等で公表いたします。

### お問い合わせ先

札幌市 都市局 建築指導部 管理課

住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階南側

TEL：011-211-2859 FAX：011-211-2823

※電話によるご意見の受付は行いませんのでご了承ください。

メールアドレス：kenchiku-shido@city.sapporo.jp